

妊産婦等を支える切れ目のない支援について

【担当省庁】厚生労働省

現在、特定不妊治療について、令和4年4月からの保険適用が検討されているところであるが、制度設計にあたっては、特定不妊治療に加えて人工授精や不育治療についても漏れなく対象とするとともに、これまで国庫補助制度で自己負担なく治療を受けることのできた利用者について保険適用によって自己負担額が発生したり、増加することがないよう経過措置等を設けられたい。さらに、引き続き保険適用対象外となる治療についても助成制度を創設・拡充するなど、不妊・不育治療を受けるに当たっての経済的負担の更なる軽減につなげていただきたい。

また、コロナ禍の外出自粛などの影響により、祖父母等、親族のサポートが受けにくい状況の中で、妊産婦の不安軽減につながるよう、産後ケア事業に係る本人負担の軽減や、本人への負担が大きい多胎妊婦への更なる支援の充実など、母子保健衛生費国庫補助金をはじめとした、母子保健医療対策総合支援事業を拡充し、更なる支援を実施していただきたい。

【現状・課題等】

- 不妊治療に係る助成として、京都府は、国の制度に加えて、一般不妊治療の助成（京都府独自施策）及び特定不妊治療助成の国制度を超えた助成を実施
- コロナ禍においては、妊産婦の不安が増し、産後うつリスクが高まるとの報告もあることから、心理的・経済的な負担の軽減が必要
 - ▶ 虐待の未然防止の観点からも、妊産婦のレスパイトは重要であり、産前・産後期の支援の充実が必要
 - ▶ 京都府が既に実施している「多胎妊婦健康診査支援事業」においては、通常健康診査に加えて独自に更に3回分の超音波検査の実施を支援しており制度の拡充をお願いしたい。

京都府 の担当課	健康福祉部 こども・青少年総合対策室(075-414-4727)
-------------	----------------------------------

【国の事業等】

■概算要求〔厚生労働省〕

- ▶ 不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業 事項要求（予算編成過程で検討予定）
（令和3年度予算 370 億円）
- ▶ 不育症検査費用助成事業 12 億円（令和3年度予算 12 億円）
現在研究段階にある不育症検査に係る自己負担を軽減（限度額：50,000 円/回）
- ▶ 母子保健医療対策総合支援事業 132 億円（令和3年度予算 120 億円）
父親への支援、多胎妊婦の健康診査への支援（1人当たり 5回まで）

【京都府の取組】

■不妊治療給付等事業（令和3年度予算 1,055 百万円）

- ▶ 一般不妊治療、保険適用の不育治療に係る市町村支援（府独自、市町村 1/2）
- ▶ 特定不妊治療に係る7回目以降の治療及び通院交通費を助成（府独自、府 10/10）

■妊産婦包括支援事業（令和3年度予算 13 百万円）

- ▶ 妊産婦包括支援事業（令和3年度新規事業）
きょうと子育てピアサポートセンターの強化、安心・安全な妊婦出産確保事業（妊婦PCR検査費用助成、寄り添い支援）、産前・産後ケア事業の利用促進支援
- ▶ 多胎妊婦健康診査支援事業（令和2年度開始）※R3は国費分を控除して助成
健康診査への支援（1人あたり 6回まで（別途超音波検査3回まで））

■令和3年1月1日以降に終了した治療に対する治療費助成の拡充内容

		拡充前		拡充後	
共通	所得制限	夫婦合算 730 万円未満		なし	
	婚姻関係	法律婚のみ		法律婚+事実婚	
国 制 度	助成 回数	(40 歳未満)	通算 6 回目まで	出生ごと 6 回目まで※	
		(40~42 歳)	通算 3 回目まで	出生ごと 3 回目まで※	
	助成 上限額	下記以外	1 回 15 万円 (初回 30 万円)	1 回 30 万円	
		凍結胚移植等	1 回 7.5 万円	1 回 10 万円	
府 独 自	助成	(40 歳未満)	通算 7 回目から 10 回目まで	出生ごと 7 回目から 10 回目まで	
		(40~42 歳)	通算 4 回目から 10 回目まで	出生ごと 4 回目から 10 回目まで	
	助成 上限額	下記以外	1 回 15 万円	現行どおり 1 回 15 万円	
		凍結胚移植等	1 回 7.5 万円	現行どおり 1 回 7.5 万円	